

## 平成 25 年度 第 2 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 25 年 10 月 11 日（金） 13：30～15：30

場 所：総合庁舎 18 階大会議室

出席者：委員	19 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、寺田委員、中泉委員、藤井教一委員、藤井教之委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	15 名
（田村、朝田、川崎、奥野、清水、安永、寺岡、山本、川西、関谷、松田、南谷） （松崎、今村、高木）	
傍聴者	3 名
業者（地域社会研究所）	2 名
	計 39 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1 - 1 ニーズ調査票（就学前児童のいる世帯用、小学生のいる世帯用、妊婦用）

資料 1 - 2 ニーズ調査チラシ（就学前児童のいる世帯用、小学生のいる世帯用、妊婦用）

資料 1 - 3 ニーズ調査項目等に対する委員からの意見

資料 2 次世代育成支援行動計画の概要、年齢期ごとの主な事業

資料 3 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について

資料 3 - 2 東大阪市における子ども・子育て支援に基づく基本指針の進め方

資料 3 - 3 東大阪市における幼稚園の概況、留守家庭児童育成クラブの基本方針

資料 4 - 1 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会の内容について（案）

資料 4 - 2 子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿

参考資料：ニーズ調査票原本、東大阪子育て・子育てスクラム 21、子ども・子育て支援法に基づく基本指針

### 1 . 開会

事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 2 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、全委員 20 名中 19 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、ニーズ調査についての資料が資料 1 - 1 から 1 - 3、次世代育成支援行動計画の概要の資料が資料 2、子ども・子育て支援法に基づく基本指針についての資料が資料 3、3 - 2、東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会の資料が資料 4 - 1、4 - 2 となります。また、参考資料としまして市民の皆様にお配りしたニーズ調査票、東大阪子育て・子育てスクラム 21、子ども・子育て支援法に基づく基本指針をお配りさせていただいております。資料はございますでしょうか。もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもす

こやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の申し込みが4件あり、傍聴の方が3名いらっしゃることをご報告いたします。

また、第1回子ども・子育て会議から委員の方の変更がありましたのでご報告いたします。東大阪市PTA協議会の穂垣弘美委員から同じく東大阪市PTA協議会の藤井教之委員に代わられました。以上、ご報告です。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

関川会長

8月に東大阪市としての第1回子ども・子育て会議が開かれ、市の子どもを取り巻く子育て環境の現状について事務局より説明をいただき、委員の皆様からもそれぞれの立場からご意見をいただき、様々な観点で認識を深めていただいたのではないかと思います。

また、事業計画を作る上での基礎データとなる、ニーズ量を把握するための調査票をご提示いただきました。調査票についてはその後、各委員の皆様から多くのご意見をいただきました。こちらは後ほど事務局からご説明があると思います。

さて、皆様も新聞等でご承知かと思いますが、国の子ども・子育て会議もこの間進んでおり、基本理念や支給認定の具体的な設計も見えてきております。

基本理念については後ほど事務局から説明もあるとは思いますが、新制度後に国が描く子ども・子育ての環境に対する考えが現れています。

東大阪市では、制度改革に基づきながら、どのような子ども・子育て環境を作っていくのか、今回および次回で、それぞれの立場からの意見をいただきたいと思います。

事業計画の原案を来年の1月頃に用意し、原案を一部修正したうえでパブリック・コメントにかけ、2月には議員さんへの説明に回るというスケジュールで動いています。そうすると、10月と12月の会議が非常に重要になります。計画に反映する内容については、積極的に問題提起や状況改善などのご提案をよろしくをお願いします。

## 2. 議事

### (1) ニーズ調査について(報告)

関川会長

それでは次第にしたがい議事を進行させていただきます。

次第2の議事(1)ニーズ調査についてということですが、第1回目の子ども・子育て会議でご議論をいただきました調査票について、今まさに市民の方へお送りし回収に当たっているところですが、その内容について事務局に説明をお願いします。

事務局・松田

ニーズ調査について報告します。調査項目等については、7月25日に開催した第2回子ども子育て新制度推進委員会・ワーキングチーム合同会議に調査票案を提示し、各委員から指摘・意見をいただきました。その意見を反映した調査票案をまた、8月2日の第1回子ども・子育て会議において提出しました。最終的には関川会長に一任するという了承を得て、事務局で議論を進めてきました。多くのご意見・ご指摘をいただき、完成したのが、資料1-1のそれぞれの調査票と、資料1-2の子ども・子育てに関する事業の説明です。

8月末までに、各部局等から194項目の意見をいただき、子ども・子育て会議委員からは31項目の意見をいただきました。資料1-3は、委員からの意見をまとめた表なので、意見と対応の詳細については、またのちほどご覧ください。

発送については、それぞれのサンプル数は、「就学前児童のいる世帯用」が6,000、「小学生のいる世帯用」が3,200、「妊婦用」が800で、合計10,000サンプルです。発送日は10月1日で、締め切りは10月16日です。その中間時点の10月9日に督促はがきを発送しており、回収率を上

げるよう務めています。

啓発としては、資料1 - 2のような「10,000人アンケート」と書かれたチラシ・ポスターを各関係機関に配布しています。また、9月15日の「市政だより」やホームページ、フェイスブックなどにも掲載しています。

今後については、年内に概要を集計し、子ども・子育て新制度推進委員会にて報告する予定です。

関川会長

今の説明について何かご質問がありますか。

現在、どのくらい回収できているのですか。

事務局・松田

10月10日現在で、2,066件の回答をいただいています。

関川会長

最終的な回収率はどのくらいを予想していますか。

事務局・関谷

前回の次世代育成支援行動計画のための調査のときは約47%でしたが、今回は50%を目標にしています。そのためには皆様に啓発等のご協力をお願いします。

関川会長

もう少し頑張らないと、回収件数が5,000に達しないかもしれませんね。

調査結果については、12月までに、できれば各部局に、どのようなニーズがあるのかを示したいと考えています。事業計画の基礎となるデータをまとめて、次回の会議でお渡しする予定です。アンケートの結果については、次回の会議で検討し、ニーズを一緒に考えていくこととなります。

## (2) 次世代育成支援行動計画の概要

関川会長

続きまして、次世代育成支援行動計画の概要についてご説明いただきます。次世代育成支援行動計画と、子ども・子育て支援事業計画との間に、どのような関係があるのかについて、事務局をお願いします。

事務局・川西

次世代育成支援行動計画の概要について説明します。

資料2の説明

2003年7月に、社会の情勢を踏まえて、次世代育成支援対策推進法が成立しました。主な内容は、すべての都道府県・市町村に地域行動計画の策定を義務付けるとともに、従業員301人以上の一般事業主にも事業主行動計画の策定を義務付けるものでした。その後2011年からは、従業員101人以上の事業主にも計画の策定が義務付けられるようになりました。

本日の会議では、参考資料として、東大阪市次世代育成支援行動計画の後期計画を配付しています。後期計画の期間は次年度までとなっています。後期計画の理念は「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を目指しています。施策展開には4つの基本方向があり、「(1)子どもの権利を守る社会づくり」「(2)地域における子育て支援策の充実」「(3)子どものすこやかな成長及び発達支援」「(4)子育てを支援する社会環境の整備」の4つです。

資料2として、各課が取組んでいる「年齢期ごとの主な事業」を1枚の表にまとめたのでご覧ください。各事業の詳しい内容については配付した冊子をご覧ください。

今回、作ろうとしている子ども・子育て支援事業計画は、待機児童の解消に目的を絞りに絞っています。そのため、見方によっては後退しているように見えるかもしれません。なぜなら、次世代育成支援行動計画が体系的に広い範囲を網羅していたので明確な効果を見出しにくかったことを踏まえて、目的を明確に絞ったからです。次世代育成支援対策推進法は、当初は2015年3月

31日までの時限立法でしたが、延長されることになりました。おそらく、子ども・子育てに関する環境の整備など全体については、以前の次世代育成支援行動計画の対象とし、待機児童の解消などの細部については、今回の子ども・子育て支援事業計画の対象とする、という形になると思います。

関川会長

2015年に次世代育成支援行動計画が終わるので、本市でもそれに代わる新しい子ども・子育て支援事業計画を作ることになるが、以前の次世代育成支援行動計画の一部を引き継いで、新しい次世代育成支援行動計画も作ることになる、ということになります。それについては新しい行動計画のところでも議論していくことになるでしょう。

高山委員

一般事業主が作る次世代育成支援行動計画についてです。事業主行動計画があることを知らなかった人もいます。子ども・子育て支援について、企業がどんなことをすることになっていたのでしょくか。企業のすることは、ある意味では、地方自治体のする事業より大事なこともあります。働きながら子育ての環境を保障するという計画は作られているのでしょうか。

事務局・川西

ワーク・ライフ・バランスという理念に基づいて、働きながら子育ての環境を保障するような計画を作るといふ策定指針になっています。

高山委員

結果を把握するのは難しいとは思いますが、成果はあったのでしょうか。

事務局・田村

次世代育成支援行動計画について補足します。当初の次世代育成支援対策推進法では、従業員301人以上の事業主のみに行動計画の策定を義務付けた点がネックになっていました。子育て環境の保障という観点からは、できるかぎり多くの企業に行動計画を作ってもらいたいので、後で従業員101人以上の事業主も対象になりました。成果はこれから検討していくことになります。

### (3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の説明

関川会長

続きまして、子ども・子育て支援法に基づく基本指針についてご説明いただきます。本日の会議で皆様から特に意見をいただきたいのは、この基本指針についてです。基本指針によって計画の方向性が決まることになります。事務局はよろしくお願ひします。

事務局・関谷

資料3「子ども・子育て支援法に基づく基本指針について」と、参考資料として、国の指針を配付しています。時間がかかるので、資料3-2「東大阪市における子ども・子育て支援に基づく基本指針の進め方」を中心に進めます。

基本方針については、子ども・子育て支援法の第60条において、国は基本方針を定め、地方自治体は、基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

資料3-2の1ページをご覧ください。

基本方針では、すべての子どものすこやかな育ちを等しく保障するとしています。「すべての」とは、虐待や経済的事情など諸々の問題に対して、子どもへの支援を行うという意味合いです。乳幼児期のそれぞれの特徴的な発達に応じて、支援を安定的に提供することが必要です。経済状況の変化などがあっても、切れ目ない支援を行うことが重要と考えています。

資料3-2の2ページをご覧ください。

今回の基本方針では、支援対象年齢が0～12歳となります。現在、行っている支援は、0～5歳を対象とする就学前支援と、6～9歳の3年生までを対象とする放課後児童クラブを通じた支援です。

資料3 - 2の3ページをご覧ください。

現在の就学前待機児童数は230人で、その85.6%である197人が、0～2歳です。今回のニーズ調査によって、現在の利用状況と、今後の利用希望を把握し、「認定子ども園」と「小規模保育」という2つの案で待機児童の解消を図ります。

資料3 - 2の4ページをご覧ください。

認定子ども園をつくるにあたっては、現在、国で基準を作成中です。東大阪市は中核市なので、市で設置基準を作る必要があります。たとえば、現在の東大阪市では、面積については年齢ごとの基準があります。0～1歳を対象とする場合には1人あたり5平方メートル以上、2歳以上を対象とする場合には1人あたり1.98平方メートル以上、園庭は1人あたり3.3平方メートル以上と定めるなどです。

その他にも、保育士の資格者を年齢ごとに何名とするか、調理室を設置しなければいけないなど、色々な配置基準を条例で定めることとなります。認定子ども園については、現在、民間幼稚園からの参入があるのではないかと予想しています。

小規模保育施設をつくるにあたって、同様に、面積、保育士の数、資格、調理室などについて、国の基準を参考にしながら、条例で設置基準を定める必要があります。小規模保育施設については、現在、認可外の保育所からの移行や新規の参入を予想しています。

資料3 - 2の5ページをご覧ください。

在宅の子育て支援についてです。現在、図に示したように、様々な地域の子育て支援を行っていますが、もっと違ったサービスが必要ではないかと、また見直すことにしています。「待機児童の解消」と「在宅の子育て支援」とは、車の両輪であるとみなして、実施したいと考えています。

資料3 - 2の6ページの放課後児童クラブについては他の担当者から説明します。

事務局・安永

平成24年度に児童福祉法が改正されるまでは、放課後児童クラブの対象は、おおむね10歳までとされていたので、本市でも6～9歳の3年生までを対象としていました。平成24年度の法改正で12歳までが対象となったので、本市でも条例でフォローしていく必要があります。現在、放課後児童クラブの開設数は53であり、開設場所としては小学校の空き教室やプレハブを利用している状況です。対象が12歳の6年生までとなったときに、開設場所をどのようにして確保するかという問題については、厚生労働省の基準等を見据えながら検討していきます。

事務局・関谷

資料3 - 2の最後のページをご覧ください。ニーズ調査の結果と供給をどうするのかについてです。供給には、量の確保と質の確保の2つがあります。量の確保とは、現在の施設では足りない部分をどう補っていくのかなどの問題です。ニーズ調査によって必要な量の把握を行い、確保策を示していくという方法で解決していこうと考えています。同様に、地域の子育て支援についても、ニーズ調査の結果から量の見込みを把握し、事業計画の中で量を確保していきます。たとえば、待機児童の解消のためには、足りない部分については認定子ども園で、それでも足りなければ小規模保育施設で、量を確保していきます。地域の子育て支援についても、量だけでなく質も確保しながら、在宅の子育てを支援していくこととなります。

関川会長

いくつか論点があると思います。何かご質問があれば、どなたでもどうぞ。

八木委員

認定子ども園は、小規模保育施設よりも優先順位が高いのでしょうか。

また、資料3 - 2の4ページでは、認定子ども園の設置基準を「会議の中で」策定するとされていますが、小規模保育施設の設置基準は会議では決めないのでしょうか。

事務局・関谷

認定子ども園と 小規模保育施設との優先順位が決まっているわけではありません。両方を併用して不足する量を補っていきたいと考えています。

八木委員

では、認定子ども園と 小規模保育施設との設置を並行して進めていくという理解でよいでしょうか。

事務局・関谷

はい。

関川会長

一体的に計画を作っていくという理解でよいですね。

事務局・田村

認定子ども園と 小規模保育施設について補足します。資料3の4ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業計画では、大きく分けて「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を考えており、さらに子どものための教育・保育給付を「施設型給付の対象」と「地域型保育給付の対象」に大きく分けています。そして、認定子ども園は施設型給付の、小規模保育事業は施設型保育給付の、放課後児童クラブは地域子ども・子育て支援事業の、それぞれの中の一事業にすぎません。現状では、本市には認定子ども園もまだありません。あくまでも論拠を具体化するために、一例として提示しています。

関川会長

八木委員のもうひとつのご質問についてです。資料3 - 2の4ページは誤植で、小規模保育施設の設置基準についても「会議の中で」決めるということによいですね。

事務局・関谷

はい。誤植です。

竹村委員

日程スケジュールについてです。12月の次回の会議で、計画の原案について決めてしまうのでしょうか。

関川会長

計画の策定スケジュールの問題ですね。

事務局・関谷

1月のニーズ調査結果を踏まえて、原案を作ることになります。

竹村委員

その原案とは、おおまかな概略のようなものになるのでしょうか。というのは、スケジュールを示してもらわなければ、各委員が会議までに原案について勉強してくることができません。

関川会長

計画の策定スケジュールには、平成27年4月というデッドラインはあります。条例案を作って、議会を通すことになるので、議会にかける前に原案を作らなければなりません。後ほど、事務局がおおまかな流れを提示します。

竹村委員

そうしてくれないと、原案を示されても、検討する時間がありません。国も議論を進めているところですが、国が決めることと、本市で検討できることとの調整も必要です。

関川会長

スケジュールとしては、認定子ども園の認可をいつ始める予定ですか。

事務局・関谷

平成26年6月の東大阪市議会で条例案を提出します。ですので条例案が通ってからになります。平成27年度からは制度がスタートするので、条例制定後から平成26年度中に移行していくことになると思います。

関川会長

平成 27 年 4 月から認定こども園での受け入れを開始するとなると、平成 26 年 10 月に募集受付をしなければいけないので、平成 26 年 10 月 1 日より以前に、新しい認定子ども園を認可する必要があるということですね。その準備のためには、6 月の議会で条例を認められてから、9 月の早い段階で、認定子ども園を認可するというスケジュールになるのでしょうか。

事務局・関谷

はい、そうです。

関川会長

そうすると、平成 27 年度段階での定員等の見通しが明らかになって、足りなければ平成 28、29 年を視野に入れて見通しを立てていくような、そのための計画の原案を 1 月に出すということになるのでしょうか。

事務局・田村

現在、国の議論と併走して進んでいます。国は子ども・子育て支援新制度スタートの期限を平成 27 年 4 月と切っています。各委員のご指摘のとおり、スケジュールに余裕がありません。5 カ年計画なので、関川会長が言われたように、平成 27、28、29 年の見込み量も考慮して制度等を整備していきます。ニーズ調査によって 5 年間の東大阪市の需要を把握して、5 年間で受け皿を整備していかなければいけません。最も良いのは、平成 27 年 4 月の段階で全部がそろっていることですが、現実的には無理でしょう。東大阪市としては、5 カ年計画の一部として、一定の方向性を来年の秋頃には市民の方々に示したいと考えています。その一定の方向性を示すための第一弾として、具体的な設置基準等を提示して議論を深めていくのであって、来年 1 月に完結するというわけではありません。当然、東大阪市の需要を把握して受け皿を整備することを含めて、皆様のご意見を伺いながら進めます。後が詰まっているから早く決めますというわけではないことへのご理解をお願いいたします。

高山委員

ニーズ調査の結果も出ていないのに答え難いとは思いますが、質問が 2 つあります。

1 つめは、国の定めた基準を、地方自治体はどの程度まで修正できるのかということです。

2 つめは、施設の入所要件、設置基準などはどうなるのかということです。まったく問わないというような結論に至ることもあり得るでしょう。具体的な数字を議論するには、次回の 12 月の会議 1 回だけでは少ないと思います。

関川会長

国のガイドラインに、地方の事情はどの程度加えられるのかという問題ですね。

事務局・田村

先日、国の第 7 回子ども・子育て会議がありました。現在、国ではいくつかの議論が進められています。1 つめは自由化の問題や、育児休暇などの問題です。もう 1 つは長時間保育か短時間保育かという問題です。3 つめが先ほどの教育・保育給付事業の優先順位の問題です。おそらく国はそれぞれを掛け合わせたシステムを作って、ポイント制にするのではないかと思います。

地方の事情を加えるかについては、繰り返しになりますが、国の議論と併走しているので、国の方向性が示され次第、すぐに各委員に情報提供いたします。必要とあれば、会議を開催します。

関川会長

地方の事情については、今回のニーズ調査の結果として、12 月には出るでしょう。おそらく、そのニーズは 230 人では留まらないことになると思います。その解消については、次回の会議で話し合ひましょう。

前回もおたずねしましたが、私立幼稚園などの立場では、ニーズをどのように捉えておられるのでしょうか。

竹村委員

教室・校庭にはもう余裕が無いので、簡単に認定子ども園にはなれないと考えて、具体的な数

字が出てから検討しようという施設が大部分だと思います。ただし、認定子ども園になれば、認定子ども園になることを選ぶ私立幼稚園が多いと思います。

関川会長

本来なら、数年計画で、組織として様子を見るべきところなのでしょうね。

吉岡委員

東大阪市としては、どれくらいの期間・段階で、認定子ども園に移行していくつもりなのでしょう。認定子ども園を希望して手を上げた私立幼稚園などは全部移行するのでしょうか。市としての今後の理想形・構想があるのかが見えてきません。

事務局・川西

認定子ども園を希望して手を上げた施設については基本的に移行していただくつもりです。大阪府では、一定の調整枠を設けて、移行を促進していくことになると思います。

関川会長

それは、ある一定の枠を超えたら、府としては認可しないということですね。中核市としても、一定の枠を超えたら、認可しないことがあるということですね。

事務局・川西

はい。今回のニーズ調査で定員数が出ると思います。国が認定子ども園への移行を推進しているので、定員数の何割程度を移行枠とするかについては、現在、府も検討しているところです。

関川会長

ある段階で、これ以上はいらぬという状況になるので、それを見極める段階があるわけですね。幼稚園についても、もう十分という状況が、この5年間に来るとみているのでしょうか。

事務局・川西

もし、そうなったら、待機児童の問題は解消ということになります。そこからの調整が公の腕の見せどころかと思えます。在宅支援などに力を回していけるようになるかと考えています。

関川会長

基本的には国の基準に沿うとして、基準を緩和する方向にするのか、緊縮する方向にするのか、この段階でご意見があればお願いします。

古川委員

東大阪市の子育ての質を保つためには、加算部分を最低基準にしたいと思えます。

関川会長

ご趣旨は加算部分を最低基準にということですね。これから認定保育園に移行しようというような施設にはハードルが高まりますが、それも意見としてはあり得ますね。

千谷委員

現在、現場で働いていますが、今まで作り上げてきたものは財産なので、下げてほしくはないです。保育士の質などを確保するためには、基準を保つ必要があります。

関川会長

最低基準の弾力化には反対ということですね。

高山委員

幼稚園・保育園などそれぞれで基準は変わるのでしょうか。

事務局・田村

それぞれについて検討します。

竹村委員

せっかくの質を確保する機会なのだから、支援事業計画に具体的な数字や努力目標を盛り込むべきだと思います。

関川会長

国の基準の緩和・緊縮についての竹村委員ご自身の意見はどうですか。

竹村委員



子どもたち全員に等しく教育・保育の環境を保障すべきと考えます。

関川会長

そのために、支援事業計画に、質の向上のために努力することを盛り込むということですね。子育て中の方からのご意見はないですか。よろしいですか。

千谷委員

在宅の子育ての人は公園に行きますが、ガラスや猫のフンが落ちていて危険です。幼稚園の園庭のような感覚で、安心して行くことができ、他の保護者とふれあえるような整備が必要だと思います。

関川会長

市が、ハードとソフトの両面での整備をするということですね。

寺田委員

障がいのある子どもの連絡網的なものが最近できたのですが、まだ問題があります。1つめは、障がいのある子どもがどこに相談すればよいのかがよくわからないということです。2つめは、子どもに障がいがあるのかがまだわからないので、どこに相談すればよいのか悩んでいる保護者がおられるということです。そのような相談先がわかれば、もっと安心して子育てができるはずです。3つめは、障がいのある子どもは18歳までは放課後等デイサービスで預かれますが、18歳を超えても預かりたい場合があるということです。現在、相談支援事業所は、既にあるサービス・支援をどう使えるのか、という相談が中心で、18歳頃の障がい児・者の保護者のニーズとはずれています。

関川会長

すべての子どものすこやかな育ちを等しく保障するということなので、経済的事情、障がい、虐待などすべてに目配せした計画にしないとイケませんね。

阿部委員

一時的保育についてです。現在、資料3-2の5ページの在宅の子育て支援に記載されている「つどいの広場」の仕事をしています。下の子だけを病院に連れて行きたいときなどに、ちょっとだけ預けたいお母さん方がおられますが、現在は、予約が必要です。現在は、つどいの広場は一時預かりをできませんが、預かれるようになれば、在宅の子育ての人は安心すると思います。

もうひとつは、寺田委員の言われた、障がいがあるかもしれないという相談の事例についてです。つどいの広場にも同様の相談をしたいというお母さん方が来られますが、NPOなので費用等の問題があり、発達障がいについては対応できません。

関川会長

一時預かりについて。事務局から説明をお願いします。

事務局・川西

ニーズ調査に一時的保育についての設問があり、回答が返ってきているところです。東大阪市としては、弱い部分であり、一番の課題だと思っています。対応できるようにしたいと考えています。

関川会長

つどいの広場での発達障がいの相談については、人件費までは出せないかもしれませんが、市として何らかの対応は可能でしょうね。

事務局・田村

支援事業計画の仕組みの中に入れたいという思いはあります。在宅の子育ての人への相談先の周知を徹底するなどです。

佐藤委員

現在まさに在宅で子育て中の保護者です。生後数ヵ月頃に非常に閉塞感・孤独感があるのですが、市の支援やイベントは、子どもが歩けるようになってからに集中しすぎているように感じます。

つどいの広場についても利用しています。利用者の顔を覚えてもらえるので、普段通っている支援センターやつどいの広場で、子どもを預かってもらえるようになるとありがたいです。

東大阪市はよく子育て支援をしてくれる自治体だと思いますが、課題が2つあります。

1つめは、支援センターやつどいの広場などには、高齢者・大学生などとの世代間交流の場がないことです。大学などを利用してそのような場を作れないでしょうか。

2つめは、保護者が、子どもを預けるのではなく、子どもを連れて、行けるようなイベントがあればよいと思います。新たな施設を作るのは大変ですが、既にある施設を使用できるのではないのでしょうか。

関川会長

それでは、在宅の子育てについて、中川副会長にご意見をお願いします。

中川副会長

重要な問題だと思っています。ニーズ調査を踏まえて、またご意見をいただきたいと思っています。

就学前の在宅の子育てについては、幼稚園などに行けば、ある程度は市が把握できますが、どこにも行かないので、4、5歳になっても市が把握できない子どもたちについて、押さえておかなければいけないと考えています。網からこぼれ落ちた子どもへのセーフティネット作りを、この支援事業計画でやりたいと思います。つどいの広場のような力のあるNPOなどにも協力してもらって、実際にまわって把握することにお金を使ってほしいです。ニーズ調査ではわからないような、数字にならない声をどうやって聴くかという問題です。ひとつの方法としては、ワールドカフェで、数字にならない保護者の声を聴けるかと思っています。

関川会長

制度の狭間にあって、こぼれ落ちた子ども・保護者の声をどうやって聴くのかということについて、事務局からお願いします。

事務局・奥野

東大阪市としても問題は認識しており、活動のために色々な拠点を作りました。問題なのは、拠点に来てくれたら対応できるが、来てくれない人をどうするかということです。公が役割を担わなければいけない問題だと考えています。網の目を小さくするような施策を考えていきます。

井上委員

こぼれ落ちた子どもの把握のためのシステムづくりについて1点を述べます。何らかのイベントに登録したら把握できるというような形式では必ず漏れがあると思います。せめて、何らかのイベントに参加したら把握できるようなシステムが望ましいです。

もう1点は、18歳頃までの支援についてです。現状では、お母さん方は、子どもが小学校に行った頃からは、お互いに子育てを頑張ろうという話をし難くなって困っています。子育て支援を就学前で終わらせないようなシステムを作っていくことが大事だと思います。不安はどうしても出てくるので、安心して子育てができるように、子どもが18歳になるまで大丈夫と思えるようなシステムをこの機会に作りたいです。

小田委員

2歳前後の子どもがいて、子育てはしんどいが、でも自分の手で育てたいというお母さんが、1週間に1、2回程度、短時間預けられるシステムがあれば、リフレッシュできると思います。保護者と預かる側とが一緒に子育てできるような支援があれば良いです。

もうひとつは、現在、介護施設を借りて子育てサークルを運営していますが、介護施設に入所している高齢者の方々が大喜びで子どもの相手をしておられます。子どもたちとリタイアした年輩の方々が集まって、一緒に勉強などをみてもらえるような建物が、東大阪市があればよいと思います。

関川会長

世代を超えて子育てを見守る「東大阪モデル」のようなものがあるとよいですね。

松葉委員

実際には、色々な子どもたちがいて、色々な地域があります。先ほど竹村委員がすべての子どもに等しい保育をと言われましたし、もちろんそれも重要ですが、それぞれの事情に対応した多様な保育も東大阪では大事だと思います。

関川会長

そろそろ時間なので、あと1人でお願いします。

阿部委員

こぼれ落ちた子どもの把握について NPO での対応の話がありましたので、知っている範囲で述べます。在宅の子育て支援である「こんにちは赤ちゃん」事業の段階では、100%把握できていると聞いています。しかし、それ以後は、小学校に行くまでは、地域では誰も把握していないのが現状です。民生委員に聞いても、赤ちゃんの声が聴こえるから子どもがいるらしい、といったレベルのようです、だから、色々なネットワークを活用すべきだと思います。「自治会の会議に出てください」などと呼びかけるのもよい意見だと思います。現在は、手探りの状態ですが、繋がりを作っていくことが重要だと思います。

関川会長

小学校に行くまでの子どもの状況を漏れなく把握し、小学校に引き継ぐ、というシステムの構築が課題ですね。「子どもカルテル」とでもいいでしょうか。個人情報の壁があるというのなら、それこそ自治体がしっかり管理することになるでしょう。

古川委員

けっして東大阪市の各施設が取組んでいないわけではない、ということも補足しておきます。

関川会長

もちろんです。すべての子どもに漏れなくできるか、が重要になります。

貴重な意見を数多くいただきましたが、事務局はまとめて説明できるでしょうか。

事務局・田村

急に総括はできませんが、貴重な意見をありがとうございました。

#### (4) 幼保連携検討部会について

関川会長

続きまして、幼保連携検討部会について、事務局より説明をお願いします。前回の会議でお叱りを受けた、幼保連携についての具体的な数字も配付しています。

事務局・関谷

資料4-1「東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会の内容について(案)」と資料4-2「子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿」をご覧ください。幼保連携検討部会の部会長として中川委員、副部会長として吉岡委員に入っています。また、竹村委員、古川委員、松葉委員を含めて合計5人が子ども・子育て会議委員と重複しています。

部会での検討事項は、「(1) 公立保育所および公立幼稚園の現状・課題」「(2) 公立保育所および公立幼稚園の今後のあり方」「(3) 子ども・子育てにおける公が果たす役割」「(4) その他必要な事項」としています。また、11月8日に第1回の部会を予定しています。

関川会長

では、本日の私の担当部分を終了させていただきます。会議の進行を事務局に返します。

事務局・寺岡

ニーズ調査等について、事務局から補足説明をいたします。

事務局・川西

ニーズ調査票 10,000 通を発送し、現在、2,000 通を回収しました。回収率を高めるために、皆様も周囲に声をかけるなどのご協力をお願いいたします。

また、ワールドカフェといって、アンケート以外でもお母さん方の声を聴くために、ざっくばらんに世間話をするような形でのイベントを開催します。こちらについても、周囲に参加の声か

けをお願いします。

千谷委員

ワールドカフェがどういうものなのか、お母さん方に伝わっていないとしょうがないのではないのでしょうか。

事務局・川西

ワールドカフェの広報については、9月15日の市政だより、ホームページなどで呼びかけています。

関川会長

広報の手段について、何かよい意見はありますか。

千谷委員

保育所や病院など、子育て中の方がよく行く所で呼びかけるのはどうでしょう。

事務局・川西

説明から漏れましたが、諸施設などでも呼びかけています。

関川会長

各定員が18名とのことなので、そう大々的に広報するわけにもいきませんね。

### 3．閉会

事務局・寺岡

第3回の会議でございますが、12月13日（金）午前中に開催を予定しておりますので、後日正式に決定次第、御案内を差し上げます。また、会議でもご説明をさせていただきました幼保連携検討部会を11月8日（金）に開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。

なお、日程につきましては第2回までに日中での開催を行なっていますが、子育てをされている方の中には仕事等をしており傍聴ができないとのご意見もあることから、今後の開催時間は会長と相談し検討したいと考えております。

本日は長時間のご審議ありがとうございました。

閉会